

指定給水装置工事事業者新規指定申請の注意点

『指定給水装置工事事業者新規指定申請の注意点』をご確認いただき、別添申請書類に必要事項を記入し、提出をお願いします。申請書類についてはホームページにも掲載しています。

1. 新規指定申請に必要な提出書類

①指定給水装置工事事業者新規指定申請にかかるチェックシート

②様式第1 指定給水装置工事事業者指定申請書

※表面の『事業の範囲』が定款・登記事項証明書に記載されている場合は、「定款に記載のとおり」「登記事項証明書に記載のとおり」と記載して差し支えありません。

③様式第1別表 機械器具調書

- ・金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
- ・やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
- ・トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- ・水圧テストポンプ、簡易塩素測定器具

※機械器具の写真を必ず添付してください。

④様式第2 誓約書

⑤様式第3 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

⑥別記様式 指定給水装置工事事業者確認票

指定工事事業者の業務内容を把握し、水道利用者への情報提供のため指定工事事業者の情報の充実及び、主任技術者の研修実績や技術向上のための講習受講確認、励行を目的としています。

※研修受講実績について、外部機関（eラーニング、現地研修会等）の研修を受講した場合は、受講を証明する書類（受講者証）の写しを添付してください。また、社内研修等で終了証がない場合は、確認票に研修内容を記入し提出してください。

※技能を有する者の状況については、保有している資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

⑦その他添付書類

- ・法人は「定款及び登記事項証明書」
- ・給水装置工事主任技術者の免状または主任技術者証の写し
- ・前年度の納税書の写し（国税又は県税又は市町村民税等）

※記載事項に不備がないか確認し、チェックシートのチェック欄に記入してから提出してください。

2. 書類の提出方法について

書類の提出は、香美市上下水道局窓口での対応とさせていただきます。

3. 更新手数料について

更新手数料：10,000円

手数料は、申請時に上下水道局窓口で納付してください。

4. その他の事項について

更新申請については、水道法及び水道法施行規則、香美市指定給水装置工事事業者規程などを確認していただき、法令に沿った申請をお願いします。

ご不明な点等ありましたら、下記まで問い合わせをお願いします。

【お問い合わせ】

香美市上下水道局

Tel：0887-53-1086

FAX：0887-53-3051